

# ビッグホリデーご旅行条件書

この書面は旅行業法第12条の4による、取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合は同第12条の5による契約書面の一部となります。

## 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、ビッグホリデー株式会社(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社との募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2) 募集型企画旅行契約の内容・等は、パンフレット、ホームページ、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社募集型企画旅行契約約款によります。
- (3) パンフレット等で交通・宿泊機関等の名称が確定できない場合は、利用予定の施設名を限定して列挙した上で、限定施設を本項(2)の最終旅行日程表に明示します。その場合も、手配状況の確認については交付前であっても速やかに対応します。
- (4) 当社は募集型企画旅行の履行に当たって手配の全部又は一部を他の旅行者、手配を業として行う者、その他の補助者に代行させることがあります。(以下「手配代行者」といいます。)

## 2. 旅行のお申し込み及び契約の成立時期

- (1) 所定の旅行申し込み書に必要事項を記入のうえ次に定める申込金を添えてお申し込みいただきます。尚、申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」の一部に充当いたします。

旅行代金	3万円未満	6万円未満	10万円未満
お申込金(お1人様)	6,000円	12,000円	20,000円

- 残金は出発日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前までにお支払い下さい。又、基準日以降のお申し込みの場合は、申し込み時又は当社の指定する期日までにお支払いいただきます。
- (2) お申し込みの際全員の氏名・年齢と代表者の住所・電話番号が必要です。
  - (3) 電話・郵便・ファクシミリ・その他の通信手段による予約は、翌日から起算して3日以内にお申込手続きをお願いいたします。この場合当社が契約の締結を承諾しお申込金をいただいたときに旅行契約が成立したものといたします。(通信契約を除く)

## 3. 申込条件

- (1) 旅行開始日に15歳未満の方のご参加は「親権者の同行」を条件とします。また、旅行開始日に20歳未満の方のご参加は「親権者の同意書」が必要です。
- (2) お客様のご都合による無連絡の別行動は原則としてできません。

## 4. お支払い対象旅行代金

お支払い対象旅行代金とは、ホームページ又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計額は「取消料」「違約料」「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

## 5. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても天災地変・戦乱・暴動・運輸機関等における旅行サービスの提供の中止・官公署の命令・その他当社の関与できない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ理由を説明し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行の内容を変更する場合があります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後にその理由を説明します。

## 6. 旅行日程・旅行代金の変更

- (1) 当社は、天災地変・戦乱・暴動・運輸機関のスケジュール、交通事情、気象条件、その他やむをえない事由により旅行日程を変更する場合があります。又、定められた日程が変更され、その結果、変更後の代金が当初代金を超えた場合はその差額をお支払いいただきます。なお、お客様のお申し出により旅行内容を変更する場合は別途所要費用をいただきます。
- (2) 運輸機関について適用を受ける運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、旅行代金を変更する場合があります。
- (3) お客様の都合により、1部屋あたりの人員が変更になった場合は、旅行代金が増える場合があります。

## 7. お客様の交替

- (1) お客様は万一の場合、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ手数料(お1人様につき10,000円)とともに当社に提出していただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以降、契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお当社は、利用運輸機関、宿泊機関等が旅行者の交代に応じない等の理由により交替をお断りする場合があります。

## 8. 取消料

- (1) お申込み後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には旅行代金に対してお1人様につき次に定める取消料をいただきます。なお、お客様のご都合によるコース、ご出発日やご帰着日、ご旅行期間の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更について、旅行開始日の前日から起算して21日前までは無料、それ以降はご旅行全体のお取消しとみなし下記取消料に準じます。又、複数人数でのご参加で一部の方が取消される場合は、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金を頂きます。
- (2) オプションプランも下記の取消料が利用日を基準として別途適用されます。
- (3) 当社が指定する期日までに旅行代金が支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (4) 取消日とは、当社の営業日における営業時間内に取消・変更する旨のお申し出をいただいた日とします。
- (5) お申込みいただきましたお客様が、募集型企画旅行契約の第16条2項に該当するときは旅行開始前に取消料を支払うことなく(募集型企画旅行契約を解除することができます。お客様のご都合によるご出発日やご旅行期間の変更、運送・宿泊機関等行程中的一部分の変更についても、全体に対するお取消しとみなし、取消料の対象となります。

取り消し日(出発日含まず)	20日～8日前	7日～2日前	前日	旅行開始日(旅行開始前)	無連絡不参加及び旅行開始後
取り消し料率	20%	30%	40%	50%	100%

## 9. 旅行開始前の旅行契約の解除・払戻し(当社の解除権)

- (1) 当社が指定する期日までにお客様が旅行代金全体を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、第9項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 次の各項に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
  - a. 旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能、その他参加旅行者の、条件を満たしていないことが判明したとき
  - b. 旅行者が病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、当該旅行にたえられないと認められるとき。
  - c. 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
  - d. お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - e. 天災地変、戦乱、運輸機関等における旅行サービス提供の中止、国内外の官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3) 当社は本項(1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から取消料を差し引いて払戻しいたします。また、本項(2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻しいたします。

## 10. 当社の責任

当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対し通知があった場合に限り、

## 11. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失・法令若しくは公序良俗に反する行為または、お客様が当社の旅行業約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務、その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- (3) お客様が自らの都合で団体行動をとるべきときに団体行動をとらなかったことにより、同一団体の他のお客様又は当社に損害を与えた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。

## 12. 旅程保証

- (1) 旅行日程に下記に掲げる重要な変更が行われた場合、旅行業約款(募集型企画旅行契約)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約に支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (2) 下記の場合においては原則としてその責任は負いません。  
ア. 天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 カ. 当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- (3) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をもって補償を行う事があります。

## 13. 特別補償規定

- 当社は当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約の特別補償規定で定めるところによりお客様が募集型企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来事故によってその生命、身体、又は手荷物の上に被った損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いします。
- 但し、下記の各号に掲げる事由によって生じた傷害及び損害に対しては、補償金等を支払いません。
- お客様の故意に法令に反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故、
- 旅行日程中、当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスを一切受けない日に生じた傷害又は損害、
- スカイダイビング・ハンググライダー等これらに類する危険な運動等起因する場合、
- 単なる外観の損傷であって補償対象品の機能に支障をきたさない損害、
- 補償対象品の置き忘れ又は紛失。

## 14. 約款、規則の適用

前記以外の事項については当社の旅行業約款を適用し、航空機、列車、バス等運送機関、旅館、ホテルなどの宿泊施設、その他の旅行サービスを提供する機関及び施設等を利用する際にそれぞれの定める約款、規則が適用されます。

## 15. 欠航

天候等で出発便が欠航の場合には会費の全額を返金します。又、天候等で帰りの便が欠航し延泊の必要がある場合には宿泊費、食事代、通信費等はお客様の負担になります。 航空機利用コースの航空運賃は包括旅行割引運賃又は個人包括旅行割引運賃を利用してあります。

## 16. 個人情報の取り扱いについて

ビッグホリデー株式会社(以下、当社)は、旅行お申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提出いたします。

## 17. その他

この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款によります。

## (旅行企画実施)

ビッグホリデー株式会社  
〒113-8401 東京都文京区本郷3-19-2BHビル  
観光庁長官登録旅行業第576号  
営業日: 平日 9:00～18:00 土・休日定休  
旅行条件書要旨基準日: 平成22年8月10日